

四日市市病院管理規程第3号

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月8日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

市立四日市病院企業職員特殊勤務手当支給規程（平成17年四日市市病院管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する感染危険手当の特例) 2 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に対処するため、令和2年2月1日から令和5年5月7日までの間に、次に掲げる業務に従事したときは、別表に規定する手当に加算して感染危険手当を支給する。 (1)から(5)まで (略) 3及び4 (略)	附 則 1 (略) (新型コロナウイルス感染症に係る一定の業務に従事した者に支給する感染危険手当の特例) 2 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))に対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、別表に規定する手当に加算して感染危険手当を支給する。 (1)から(5)まで (略) 3及び4 (略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。